平成２４年（フ）第２６号
大阪市此花区高見１丁目４番56―803号、前住所大阪府和泉市伯太町４丁目６番10―1004号
債務者　濵岸　常夫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西迫　文夫
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２４号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目２番23号アコルデ63―101号
債務者　千葉　忠彦
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨岡　俊介
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２号
北海道白糠郡白糠町東１条南１丁目２番地22
債務者　福士　　實
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目７番38号　エタニティー302号
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　倫行
4　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５５号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目20番６号
債務者　新井　寿美（旧姓長門）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　武司
4　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４号
茨城県結城郡八千代町大字川尻618番地５
債務者　川村八千代
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６５７号
相模原市中央区小町通１丁目13番12号　田中コーポ205号
債務者　岡田宗一郎
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安富　真人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月10日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５９号
兵庫県姫路市書写2059番地５
債務者　萬永　真吾
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７２２号
兵庫県加古郡播磨町二子395番地の１　ソレイユ壱番館Ａ―103号
債務者　藤原　文路
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　志保
4　破産債権の届出期間　平成24年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県宍粟市山崎町須賀沢343番地１
債務者　佐々木義弘
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５０１号
宮崎市新別府町薗田127番地12
債務者　石井　健士
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０４号
広島県呉市宮原12丁目21番８号
債務者　川西　貞幸
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　之拓
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４０１号
広島市東区牛田本町１丁目９番16―301号
債務者　福田　照三
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部